

奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年6月4日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 自家用電気工作物保安管理業務
- (2) 業務場所 一条高等学校
- (3) 業務期間 令和8年7月1日から令和10年5月31日まで
(地方自治法第234条の4に基づく長期継続契約)
- (4) 業務概要 電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法施行規則第52条第2項に定める自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）、平成15年経済産業省告示第249号等に基づき実施する。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和8年度奈良市物品購入等入札参加資格を有していること。
- (2) 令和6年度以降（過去2年間）において、本市又は他の官公庁（公社・公団含む）の発注した自家用電気工作物保安管理業務、その他これに類する業務の実績があること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当する者であること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和8年6月4日（木）から令和8年6月17日（水）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市立一条高等学校事務室（奈良市ホームページにも公表しています。）

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子メールにより提出してください。

ア 提出期限 令和8年6月9日（火）午後5時まで

イ 提出場所 奈良市法華寺町1351

奈良市立一条高等学校事務室

電話 0742-33-7075

E-mail ichijouhsjimu@city.nara.lg.jp

ウ 電子メールにより提出してください。郵送及びファクシミリによるものは受け付けません。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年6月15日（月）午後5時までに奈良市ホームページに掲載予定とします。

5 入札の場所及び日時

奈良市立一条高等学校 会議室2

令和8年6月25日（木） 午前9時30分

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項各号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 業務実績調書及び令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において、本市又は他の官公庁（公社・公団含む）の発注した自家用電気工作物保安管理業務、その他これに類する業務の実績が確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）

※業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させてください。

ウ 経歴書及び電気主任技術者免状の写し（当該業務従事予定者全員分）

(2) 入札参加申請方法

令和8年6月4日（木）から令和8年6月17日（水）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市立一条高等学校事務室に（1）の書類を持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和8年6月24日（水）までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

8 入札に関する事項

- (1) 入札方法 持参入札とします。
入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 再度入札 再度入札は2回を限度とします。
- (3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）
 - ウ 入札書に署名または記名押印のない入札
 - エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - カ 入札金額を訂正した入札
 - キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
 - ク 入札書の日付が入開札日でない入札
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (3) 入札に関する問い合わせ先
奈良市立一条高等学校事務室
電話 0742-33-7075
担当 白井、清水